

令和6年第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第78号

令和6年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月21日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和6年6月3日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和6年第2回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月3日（月曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 大 西 樹	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦 事務局課長補佐 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	末久誠

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。雨上がりのアジサイが美しい時期になりました。

本日は、令和6年第2回まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜りましてありがとうございます。

また、一昨日から各地区の町政懇談会が始まっておるところでありまして、地元の議員さんには御出席をいただいております。ありがとうございます。

また、昨日は四条地区の待望久しかった公民館が落成をいたしまして、午後には内覧会をして、今日から供用を開始しておりますのでございます。

本日上程させていただいておりますのは、報告1件、また、議案7件、上程させていただいております。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、平田友彦君。

○平田議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、議案関係について、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案7件と地方自治法施行令第146条の規定に基づく令和5年度まんのう町繰越明許費繰越計算書の報告があり、受理いたしました。

次に、議会に提出された報告関係について、組合議会関係では、香川県後期高齢者医療広域連合議会、仲多度南部消防組合議会、香川県中部ボートレース事業組合議会、中讃広域行政事務組合議会において定例会が開催され、各会計の令和5年度一般会計補正予算及

び令和6年度一般会計予算、条例の改正等の審議報告がありました。

次に、監査関係について、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の報告があり、一般会計並びに特別会計の収支、基金出納状況、現金保管状況の検査の結果はいずれも適正に処理されているとの報告がありました。

参考資料として毎月の収支月計、基金出納状況、現金保管状況の確認調書を報告書に添付しております。

次に、議会への陳情関係では、3月定例会以降に、お手元の陳情書のとおり1件の陳情があり、議会運営委員会で協議した結果、議長預かりとすることになりました。

以上、申し上げましたこれらの報告等につきましては、タブレットにそれぞれ入れておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、松下一美君。

○松下一美議会運営委員長 議場の皆様、そしてまた、告知放送をお聞きの皆様、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

5月30日、午後1時30分より、全員協議会室におきまして、執行部同席の下、議会運営委員会委員全員が出席し、第2回定例会の運営につきまして慎重に審議をいたしましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号を御覧ください。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日から6月17日までの15日間といたします。

日程第4 町政報告

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 報告第1号 令和5年度まんのう町繰越明許費繰越計算書について 総務常任委員会付託

日程第9 議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第10 議案第2号 まんのう町土地開発基金条例の廃止について 総務常任委員

会付託

日程第 1 1 議案第 3 号 業務委託契約の締結について（まんのう町公開型 G I S ・統合型 G I S 構築事業業務） 総務常任委員会付託

日程第 1 2 議案第 4 号 工事請負契約の締結について（令和 6 年度満濃農村環境改善センター解体工事） 建設経済常任委員会付託

日程第 1 3 議案第 5 号 財産の取得について 即決でお願いいたします。

日程第 1 4 議案第 6 号 まんのう町土地開発公社の解散について 総務常任委員会付託

日程第 1 5 議案第 7 号 令和 6 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 1 号 総務常任委員会付託

一般質問は 6 月 4 日、5 日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 6 条の規定により、議長において、5 番、京兼愛子君、6 番、竹林昌秀君を指名します。

日程第 3 会期の決定

○大西樹議長 日程第 3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 1 7 日までの 1 5 日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は 1 5 日間と決しました。

日程第 4 町政報告

○大西樹議長 日程第 4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、3 月定例会以降の町政報告をさせていただきます。

まず、国内の経済状況では、令和6年後半以降も景気の緩やかな持直しは継続するとされており、本年の春闘では事前の予想を大きく上回る賃上げが実現しており、これが実際の給与に反映されてくる春から夏にかけて賃金上昇率は明確に高まることが予想されております。

減少が続いてきました実質賃金も6年後半にはプラス転化が見込まれ、個人消費も緩やかに持ち直す見込みであります。これまで景気の足を引っ張ってきた内需に持直しの動きが出ることで、景況感も改善に向かうと予想されます。

5年度は内需の低迷が目立ったが、6年度は内需が持ち直すことで、5年度に比べて内外需のバランスが取れた成長になるとされています。

もっとも、物価上昇による実質購買力の抑制が消費の頭を押さえる状況は残り、再エネ賦課金の引上げや電気代、ガス代の負担軽減策の終了でエネルギー価格が大幅に上昇することに加え、円安によるコスト上昇分の価格転嫁が行われることもあり、物価は当面高止まると予想されております。

また、個人所得は顕著に回復しているものの景気は足踏み感があり、日銀の大規模金融緩和策による超低金利の長期化や、人口や企業数の減少などが影響し、地銀の経営状況などを見ますと、取り巻く環境は厳しさを増し、3月の決算期を迎えて、全体の約7割が減益か赤字となっております。

こうした状況において当町の財政に目を向けてみますと、令和5年度のまんのう町の財政状況は、一般会計の決算見込額、歳入125億6,823万円、歳出120億9,071万円で、翌年度への繰越事業の財源8,448万円を差し引くと、実質収支の決算見込額は3億9,303万円となりました。

それでは、分野ごとに町政の報告をさせていただきます。

初めに、福祉保険関係でございます。

令和5年度に物価高騰対策として実施してまいりました非課税世帯等給付金事業に続き、令和6年度で新たに住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給、さらに子供がいれば子供1人当たり5万円を追加し、給付いたします。令和6年度の住民税で新たに住民税が非課税または均等割となる世帯が対象となりますので、令和5年度に給付を受けた世帯は対象となりません。今年度の住民税は6月10日に決定しますので、今回、新たに非課税または均等割のみとなった世帯には案内通知を7月中旬頃までに郵送する予定でございます。今回はプッシュ型の給付ができませんので、申請書を提出してもらい、本人確認と口座の確認が必要となります。支給開始は早い方で7月末頃になる予定です。

次に、本町の人口についてでございますが、3月末現在の住民基本台帳人口は去年同期と比べまして245名減の1万7,257人となっております。そのうち65歳以上の高齢者は7人減となりましたが、高齢化率は38.30%と去年同期比で0.49ポイント増加し、総務省発表によります香川県の32.7%、全国の29.1%を大きく上回り、

人口減少の流れの中、高齢化は引き続き増加傾向となっております。

また、マイナンバーカードの普及についてですが、令和6年3月末現在で79.22%の普及率となっており、昨年同期から約9%向上しておりますが、町といたしましては、さらなる普及啓発と推進に努めてまいります。

次に、環境関係についてでございます。

一昨年度より開始しました可燃ごみの祝日での収集を引き続き実施いたしますとともに、昨年度よりごみ袋の極小サイズを作成し、少人数の御家族にも対応でき、一定数ではありますが、御好評いただき、今後の地域における環境衛生の向上に寄与するものと捉えております。

次に、防災関連についてでございます。

水防活動につきましては、昨年度に続き、水防工法技術演習会の開催が予定されております。

また、家具の転倒防止対策として、香川県防災士会と連携し、家具類の転倒防止器具の購入から取付けまでを行える補助事業の準備を進めています。地震による被害から人々の生命・身体・財産を守るための重要な対策の一つであり、香川県が平成26年に公表した「香川県地震・津波被害想定調査報告書」では、南海トラフの最大クラスの地震の場合、家具類の転倒・落下防止対策を100%実施することで、死傷者数が4分の1に軽減されると想定されています。町民の防災意識の底上げを図り、地域全体の防災・減災対策を進めてまいります。

次に、交通安全対策関連についてでございます。

本年の香川県内での交通死亡事故件数は5月22日現在で11人であり、昨年同期と比べ4人減少しておりますが、人口10万人当たりの死者数は全国ワースト8位であり、依然として厳しい状況にあります。町内におきましては1件の死亡事故が発生しており、事故概況といたしましては、2月24日の午後7時頃、国道32号線の福家地区において、横断歩道のない交差点を横断中の歩行者と乗用車が衝突し、歩行者が亡くなったというものであります。亡くなったのは高齢の方であり、反射材等はつけていなかったということです。事故発生場所において3月14日に関係者で現場点検を実施し、事故当時の状況や発生原因を分析し、今後の安全対策について協議を行いました。今後は高齢者、夜間、横断中という死亡事故の特徴を鑑み、反射材の啓発を中心に各関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

次に、男女共同参画の推進についてでございます。

男女共同参画推進講演会を6月22日土曜日、午前10時より本庁大会議室で実施の予定でございます。

次に、人権啓発・擁護の推進についてでございます。

令和6年度につきましては、LGBTQの研修を町職員に実施を行い、様々な取組を進めてまいります。

次に、情報通信基盤整備事業についてでございます。

増大する通信需要に対応するため、設置から10年が経過した美合、琴南、仲南、満濃の各センターの通信設備の更新及び更新予定であり、その第三弾として仲南サブセンターの通信設備の実施設計を行います。次年度以降で、順次、仲南、満濃の各センターの更新を行ってまいります。

次に、交通対策事業についてでございます。

昨年5月より5回の地域公共交通計画策定に係る協議会を開催して、修正及びパブリックコメントを実施し、まんのう町地域公共交通計画の素案が作成されました。今後は協議会で事業評価等を行いながら計画を実施できるように努めてまいります。

次に、地方創生関連についてでございます。

まず、ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）についてですが、令和5年度の寄附額は約1億2,428万2,000円で、対前年度37%増と年々右肩上がりに大きく伸びています。返礼品が広く周知されるようになってきていること、返礼品目の増加やイベント等においてまんのう町のPRによる宣伝の効果が十分発揮されているものと考えます。

ひまわり事業につきましては、今年度の栽培面積は約14ヘクタールを予定しております。昨年は天候不順や鳥被害等による生育不足により、ひまわりまつりが開催できませんでしたが、本年度は網による被害対策に加えて、音やレーザー光、忌避剤の散布等による鳥の被害対策を実施し、成果の検証を行うこととしております。これらが成果を結び、7月には黄色のヒマワリが咲き誇り、大勢の観覧者がまんのう町においでになることを期待いたしております。

移住・定住の推進を図るため実施しております若者住宅取得補助事業、地域木材利用促進補助事業、水道給水管布設工事補助金制度についても好調であり、移住・定住施策に一定の成果をもたらしているものと考えております。

また、令和5年度より開始しましたまんのう町定住者大学等奨学金返還支援補助金の交付につきましては、72件の申請、630万7,000円の交付と当初の予想を大きく超える実績となり、大きな成果を上げました。

次に、商工関係についてでございます。

原油価格等の物価高騰対策として、本年度も昨年度実施しました1世帯当たり1万円分の「まんのう町地域応援商品券」を無料で配布いたします。現在、「地域応援商品券」の引換書を各家庭に郵送にて送付しています。送付された引換書に引換場所、時間等を記載しております。また、引換えの際に必要な本人確認書類についても記載してありますので、御確認ください。なお、広報6月号にも同様の内容を記載しております。

次に、観光関係についてでございます。

3月24日には「第4回10Kマラソン」が開催されました。あいにくの雨でしたが、満濃池周辺を参加者402名の方が力走されました。大勢の中学生ボランティアが沿道で応援していただき、大いに大会を盛り上げてくれました。

4月23日には、国営讃岐まんのう公園で「春らんまんフェスタ・まんのうの日」を開催いたしました。戦隊ヒーローショーやパフォーマンスショー、讃岐まんのう太鼓などが行われ、家族連れでにぎわいました。ドラ夢ドーム裏の花壇にネモフィラの花も開花していましたが、あいにくの雨で入場者も昨年より少なかったですが、3,700人を超える方がまんのう公園に来場されました。

次に、農林関係についてでございます。

昨年4月1日から施行されております農業経営基盤強化促進法等の改正法によりまして、これまで地域ごとに作成しておりました「人・農地プラン」を法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するため、「農業に関する地域計画」を定め、それを実現すべく地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めることになっております。まんのう町では既に地域計画の目標地図の案は策定されておりますので、6月中には第3回目の農業者座談会を開催して、町内7か所全ての地域で計画が策定できるよう進めてまいります。

また、本計画の策定スケジュールに併せて、香川県が本年度から実施いたしております「多様な農業人材経営計画認定制度」を活用し、積極的に補助事業への取組を推進してまいります。

現在、こうした農業委員会を中心とした意欲的な活動は全国的にも注目されているところです。5月29日に東京で開催されました全国農業委員会会長大会で配布されました大会資料の表紙に長炭地区の農業者座談会の写真が掲載されましたほか、全国農業新聞の普及増加部数の部で全国2位になるなど、外部からの評価も高まっているところでございます。

次に、森林関係につきましては、森林・林業の関係者によるまんのう町森林委員会での審議を踏まえまして、昨年度末には「まんのう町豊かな森林づくり基本計画」を策定いたしました。この基本計画では、今後の本町における森林づくりの推進に関する基本理念をみどりと水と暮らしを育む「まんのうの森林づくり」として、本町において豊かに回復した森林を今後は賢く利用し、適切に整備することにより、森林の多様な機能を発揮する持続可能な森林経営を行うことを目標に掲げております。今年度はこの計画に基づきまして、まずは森林資源の状況を把握することとしており、レーザー計測による森林資源解析に取り組むことにより、その成果を踏まえて、森林整備の必要な過密林分の抽出や搬出間伐計画の促進に努めてまいりたいと考えております。

また、森林環境譲与税の用途につきましても、この基本計画を基にまんのう町森林委員会での意見を聞きながら、効果的な運用に努めてまいります。

続きまして、国指定特別天然記念物コウノトリの現状について報告いたします。

今年の1月に巣の保存工事を終えてから、親鳥が巣に戻り、産卵できるのか心配しておりましたが、しばらくして頻繁に巣に戻るようになる親鳥の姿が見られまして、3月30日に産卵し、4月30日に無事にふ化することができて安心いたしました。現在は、3羽

のひなを親鳥が一生懸命餌を与えながら育てている姿が見られます。これから順調にひなが大きくなりましたら、足環を取り付けることになっておりまして、3羽とも元気に巣立つことができるよう、大切に見守ってまいりたいと考えております。

また、コウノトリがまんのう町に飛来してきた当初から、地元の方々や日本野鳥の会香川県支部の皆さん方で自主的に保護活動をされておりまして、このたび「まんのう町コウノトリを見守る会」が発足いたしました。かねてから保護活動の組織化を目指しておりまして、これからより一層の活動を支援させていただきたいと考えております。

次に、健康増進関係についてでございます。

5月7日より集団健診及び人間ドックを開始しております。集団健診では、新型コロナウイルス感染症の流行以降、感染防止対策と待ち時間短縮のため、時間と人数を制限して日時指定で実施しております。

予防接種事業では、子宮頸がんワクチン接種において、積極的勧奨の停止により接種機会を逃した対象者へのキャッチアップ接種の期間は本年度末までとなっています。

また、風しん抗体検査事業では、風しんワクチンの定期接種の機会がなかった対象者への風しん抗体検査と予防接種も本年度末までとなっております。個別通知、広報誌等でお知らせをしておりますが、期間を過ぎますと接種費用が必要となりますので、希望される方はぜひ本年度中に接種をお願いいたします。

また、高齢者用肺炎球菌ワクチン接種事業では、対象者は65歳の方で、接種期間は66歳の誕生日までの1年間に変更されました。肺炎などの感染症予防と重症化防止のためにも接種の御検討をお願いいたします。

次に、学校教育関係の教育内容の充実についてでございます。

まず、満濃中学校のオンライン英会話授業についてでございます。昨年度は試行的に中学校2年生と小学校6年生に実施いたしましたが、本年度におきましては、中学校1年生から3年生までの全学年について授業を実施しております。拡大した理由といたしましては、生徒からの反応がおおむね良好であり、次回の授業が楽しみであるという声も多く寄せられており、大きな授業効果が得られる可能性が高いものと期待しているためでございます。なお、小学校6年生につきましても、引き続き授業を実施しております。

次に、満濃中学校の標準服の変更についてですが、これはいわゆる学生服の変更のことでございます。これにつきましては、令和7年4月よりの導入を目指して、満濃中学校において検討を重ねてまいりました。その結果、令和6年3月にデザインが決定いたしましたので、来年度より3年間の移行期間を設定いたしまして、導入を進めてまいります。

また、小学校におきましては、教科書改訂の年度となっております。教科書は4年に一度の改訂となっておりますが、それに併せて主要教科の大部分に教師用デジタル指導書を導入いたしました。これは近々予想される児童用デジタル教科書の本格導入を見据え、授業の効率化や教師のスキルアップを目指したものであり、文部科学省の方針に即座に対応できるよう、準備を進めてまいります。

そして、こども園におきましても、ＩＣＴ機器を活用した業務支援システムの導入を進めております。このシステムを導入することにより、保護者や職員の負担軽減、事務の効率化を目指してまいります。

教育環境の整備につきましては、小学校において満濃南小学校、長炭小学校の普通教室のＬＥＤ化事業を進めております。また、こども園につきましては、琴南こども園のＬＥＤ化未改修部分を改修予定であり、時期といたしましては、３施設とも夏休み中に着工し、年内には完了できるよう計画しているところでございます。

次に、生涯学習施設についてでございます。

文化財についてでございますが、国の名勝に指定された「満濃池」において、昨年度策定されました名勝満濃池整備基本計画を踏まえ、今年度より保存活用計画書で示された内容を踏まえ、整備基本計画を基本として「満濃池」の保存・活用のための整備について関係機関と連携し、取り組んでまいります。

次に、国際社会で活躍できる人材の育成と外国人との交流の場を設け、語学だけでなく、文化体験や地域の体験学習なども実施し、地域の人々や日本の文化に触れる機会を多くつくっています。

また、７月には台湾の屏東大学と交流協定を締結し、若者同士の交流を実施するとともに、国際社会に適応する人材育成を行います。

次に、勤労青少年ホームは健全な余暇活動の場を提供し、働く青少年の生涯学習やコミュニティの拠点、また、災害時の避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしておりますが、天井がつり天井となっており、地震時に脱落する危険性があることから、耐震対策工事を実施します。また、施設の老朽化が進んでいることから、空調、外壁などの改修工事も併せて行います。

以上、簡単ではございますが、３月定例議会以降の町政の一端を御報告いたしました。

なお、各課の町政報告につきましては、お手元に配付させていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

○大西樹議長 町政報告を終わります。

日程第５ 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第５、所管事務調査の委員長報告の件を議題とします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、石崎保彦君。

○石崎保彦教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る５月２０日、午前９時３０分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

まず、竣工した四条公民館増築工事を現地視察し、その後、全員協議会室に戻り、所管

課より事業報告を受けました。

初めに、琴南支所より、内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況についての報告があり、内科診療所については、コロナ終息以降、人数・報酬ともに前年を下回る状況が続いており、歯科診療所については、人数・件数ともに前年並みで大きな変動はないが、内科・歯科診療所ともに緩やかな自然減が続くのではないかと考えるとの報告がございました。

次に、住民生活課より、主要行事についてと、戸籍・住基関係、環境関係について報告と、16日の全員協議会において説明のあった資源ごみ収集用のリフト車について、現行車両の写真などの説明と、再度、定例会初日での即決のお願いがありました。

委員より、外国人による犯罪はまんのう町では発生していないのかとの質疑があり、執行部より、特に犯罪として聞いたものはないが、以前からごみの出し方が分からないとの相談があり、一昨年より英語、中国語、ベトナム語の3種類のごみの分類早見表を作成し、ホームページに掲載するとともに雇主へも案内している。また、まんのう町指定以外のごみ袋を使用した方がおり、回収できなかったことが過去に一、二件発生しているとの答弁がありました。

委員より、資源ごみの月別収支の推移について質疑があり、執行部より、小型家電については町で引取手数料を支払っているが、アルミ・スチール等の資源ごみについてはキロ単位で買い取ってもらっている。なお、資源ごみはある程度集積してから引き取ってもらっているため、小型家電の引取りを依頼した月は、引取りの手数料が必要となり、収支がマイナスとなる月があるとの答弁がありました。

委員より、太陽光発電設備の老朽化による撤去等が必要になった際に、企業等の所有者が対応しない場合の対策について質疑があり、執行部より、メガソーラーの場合は売電価格から将来発生する設備の見込み処理費用を差し引いた額を支払っており、控除分は電力会社において留保し、将来の処理発生時にその費用を充てる対策を取っていると聞いているとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、各係及び地域包括支援センターの行事等の報告と、令和5年度一般介護予防事業・認知症予防セミナーの事業評価について報告がありました。

委員より、災害発生時の対応について質疑があり、執行部より、防災士の総務課職員を中心に、災害発生時を想定したカードゲームの避難所HUGを使って、実際に避難所に来る人たちをイメージし、避難所現場における対応を考える疑似体験を通して避難所の設営や運営を考える研修を行った。研修で様々なケースにおいて必要となる対応が浮き彫りになり、今後、課題の改善に取り組みたいとの答弁がありました。

委員より、能登半島地震の被災地に町としては派遣を行っていないのかとの質疑があり、執行部より、環境省の依頼を受け、防災士の総務課職員が輪島市へ倒壊家屋の申請受付支援として、また、社会福祉協議会の女性職員1名が輪島市のボランティアセンターで4月8日から8日間支援しており、今後も被災地の支援を予定しているとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、事業等の報告と中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績について報告がありました。

委員より、出産祝い金の金額について質疑があり、執行部より、第1・第2子が5万円、第3子以降が10万円であるとの答弁があり、委員より、第4から6子については、祝い金の増額を検討してはどうかとの意見がありました。

次に、学校教育課より、行事報告、5月1日現在の町内園児・児童・生徒数についてと、満濃中学校の制服の変更について説明がありました。

委員より、現在、物価が高騰しているため、新しい制服の購入に対する補助等はないのか、なければ検討してほしいとの意見があり、執行部より、新しい制服は現行の制服と同等の価格帯になるように配慮しており、購入補助は考えていないとの答弁がありました。

委員より、中学生の自転車通学用のヘルメットを新しいデザインに変更すれば、高校進学後も使用しやすいのではないかととの意見があり、執行部より、現在、中学校の校則では、白色であれば特にヘルメットの指定はないが、来年度、小学校4年生に配布するヘルメットについては、校長会で通気性のある新しいデザインに変更を検討しているとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より主要行事報告、町立図書館利用状況、スポーツセンターまんのう利用状況、天文台利用状況、民具展示室利用状況、名勝満濃池整備基本計画書について説明がありました。

委員より、民具展示室の展示の入替え等を行っているのか、また、小学生が利用した際の説明状況について質疑があり、執行部より、開設当時は1,500点ほどの展示数であったが、新たに寄贈された民具を追加し、現在は1,700点ほどになっている。今後はさらに利用者の増加を図るため、民具の展示内容を変更する予定である。また、小学生への説明は生涯学習課の職員で概要を説明し、使い方等は民具の使用経験のある文化財保護協会の方が説明しているとの答弁がありました。

委員より、民具展示室の利用者と利用時間について質疑があり、執行部より、学習の一環として小学生の利用や、昔を懐かしんで高齢者の団体などの利用が多い。なお、毎週土日はボランティアの方が常駐しており、平日は事前に教育委員会への申込みが必要であるとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題とします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、鈴木崇容君。

○鈴木崇容建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る5月24日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

まず、琴南造田地区、コウノトリ飛来地を現地視察しました。その後、四条地区のヒマワリの育成状況を視察し、全員協議会室に戻り、所管課より事業報告を受けました。

初めに、地籍調査課より、令和4年度調査地区工程検査、令和5年度調査地区工程検査、令和4年度調査地区認証請求、令和6年度調査地区事業交付申請提出の報告がありました。

委員より、当初の計画どおりに進んでいるのかとの質疑があり、執行部より、現在のところは申請した計画どおりに進んでいるが、少し遅れる場合もある。また、地籍調査事業を実施するには相当の費用がかかり、県内でも多くの自治体が補助金の交付を受けている。補助金の交付がなければ調査面積を広げて進めることができない場合もあるとの答弁がありました。

次に、農林課より、農業委員会行事報告、農業振興関係行事報告、満濃農村環境改善センター利用状況、有害鳥獣捕獲頭数のほか、森林・木育関係行事報告などの説明がありました。

委員より、ヒマワリの作付状況について、今現在、作付ができていないところはあるのかとの質疑があり、執行部より、予定していた作付は全て終わっているとの答弁がありました。

委員より、木育体験の人数が増えているが、どのようなことをしているのか。また、対象者はどのような子供たちで、こども園の活動と関係があるのかとの質疑がありました。

執行部より、木育体験では木工教室や自然観察を行っており、人数と回数の増加の理由は、令和5年度から町内の小学校、こども園を対象に実施したことと、年4回、親子を対象とした行事を追加したことにより増加しているとの答弁がありました。

委員より、森林環境譲与税の使い方と計画について質疑があり、執行部より、森林環境譲与税の使途は林業に従事する人材の育成に1割、また、今年度から取り組む森林管理システムの賃貸借契約に5年間使い、残りは造林事業の補助残に充当するとの答弁がありました。

委員より、コウノトリが繁殖し、増えることについて、町としてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、コウノトリの繁殖を進めていくよりも、まんのう町はコウノトリと共存できる自然環境を保つことが大切だと考えているとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係進捗状況、主なため池の5月13日現在

の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係などの報告がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、若者住宅取得補助、地域木材利用住宅等補助事業、水道給水管布設事業、ひまわり推進事業、ものづくりセンター管理運営事業、琴南地域活性化センター（ことなみ未来館）事業、ふるさと納税事業、商工事業、移住・定住事業の報告がありました。

委員より、空き家対策について、地域おこし協力隊が関わることでどのような成果があったのかとの質疑があり、執行部より、地域おこし協力隊の活動は空き家の状況などをホームページに掲載して、空き家の相談を聞くことを始めたばかりのため、まだ成果は出ていない。また、現在では各公民館活動等に出向いて空き家の相談を受けているとの答弁がありました。

委員より、ひまわりポン酢の売上げは目標本数と比べて順調なのかとの質疑があり、執行部より、ひまわりポン酢は1回当たり1,000本単位で製造しており、現在は売上げが順調に伸びているため、新たに1,000本を追加製造する予定であるとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題とします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、常包恵君。

○常包恵総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る5月28日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、総務課より、2月以降の事業報告、町内の火災発生状況、救急出動状況、交通事故発生状況、選挙人名簿登録者数、防災出前講習状況、総務課職員事務分担及び能登半島地震における災害対応に関する人的支援、仲南地区春日、塩入、久保・本目の第10分団消防屯所整備状況などの報告と、3月3日に開催したまんのう町総合防災訓練のよかった点、今後の課題について報告がありました。

委員より、正規職員、会計年度任用職員の人数や賃金などについて、近隣町との比較を示してほしいとの意見があり、執行部より、会計年度任用職員の多くが学校、こども園などの教育委員会関係の職場に配置している。今年、19名増えているが、中学校の部活動地域移行に伴う対応やこども園の保育教諭繁忙期対応、小学校の障害児対応支援員などである。正規職員は退職者6名だったが、採用が7名で、1名増である。今後は人口、予算的に同規模の綾川町との比較を研究するとの答弁がありました。

委員より、道路交通法改正で16歳以上の自転車運転者にも反則金導入の報道があったが、町として制度改正の周知を行っていく必要があるのではないかと意見があり、執行部より、今後、ホームページなどで周知啓発をしたいとの答弁がありました。

委員より、琴平町消防団が自動車学校において緊急車両の運転訓練を実施したと聞く。本町も緊急走行に慣れていない消防団員のために運転訓練を取り入れてはどうかとの意見があり、執行部より、車両運転の訓練をしたことがないので、琴平町を参考に班長会などで実施に向けて協議、検討したいとの答弁がありました。

委員より、一般企業も従業員を守るためにカスタマーハラスメントに力を入れている。役場においても、来庁者が大声を出したり、電話で長時間対応をさせられるなどの事案が発生した場合に、対応した職員が一人で悩まない、役場全体で守っていく体制が必要と考えるが、役場におけるカスハラ対策の近況について質疑があり、執行部より、窓口での大声を出すなどの事案は発生しているが、警察OBの職員が声かけ、見守りなどの対応を取っており、場合によっては警察へ連絡することもある。今後もカスハラに毅然と対応していくとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、町が出資することなみ振興公社及び仲南振興公社の令和5年度第3四半期、令和5年4月から12月までの実績報告と、交通対策関係ではあいあいタクシー事業実績、福祉タクシー実施状況や第4回地域公共交通計画に係る法定協議会等についての説明と情報基盤整備事業の報告、人権推進室では人権啓発事業、男女共同参画推進事業、長尾会館運営状況について説明がありました。

委員より、情報基盤の行政放送や中讃テレビなどの加入状況と設備の耐用年数について質疑があり、執行部より、加入状況については、高齢者世帯が死亡などの理由で撤去したり新築世帯が新たに加入したりするが、増減は少ない。また、情報設備の光ケーブルは随時修繕をしているが、家屋内外に設置している機器が耐用年数を過ぎている。今後、約7,500世帯の機器の更新が直近の課題と考えているとの答弁がありました。

次に、税務課より、令和6年度の固定資産税、軽自動車税の納税通知書送付、調定額の実況、令和5年度の町税、交付金の収納状況についてとコンビニエンスストア決済、スマートフォン決済、地方税統一QRコード決済の実績について報告がありました。

委員より、固定資産税で償却資産が伸びている理由について質疑があり、執行部より、現状では土地に係る税額より償却資産の税額が多くなっているとの答弁がありました。

次に、会計室より、令和５年度一般会計決算見込額についてと前回の所管事務調査以後の例月出納検査の監査結果について、監査委員より、適正に処理できているとの報告を受けたことの報告がありました。

次に、琴南支所より、２月から４月の事業報告、琴南農改センター、琴南総合センターの利用実績、窓口受付件数について報告がありました。

次に、仲南支所より、事務事業報告、窓口業務受付件数、町マイクロバス運行実績などの報告がありました。

委員より、福祉バスの運行路線の統合について質疑があり、執行部より、令和５年度に仲南地区自治会長会で１年をかけて意見集約し、利用実績がないバス停の廃止と２路線運行から１路線運行への統合を６月から予定している。今回の統合で温泉での滞在時間を長くすることができたとの答弁がありました。

委員より、現在運行しているバスの耐用年数について質疑があり、執行部より、購入から２０年を超えていると思われるので、今後の管理計画について総務課と協議したいとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質費なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

会議の途中ですが、議場の時計で１０時４５分まで休憩といたします。

休憩 午前１０時３１分

再開 午前１０時４５分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第８ 報告第１号 令和５年度まんのう町繰越明許費繰越計算書について

○大西樹議長 日程第８、報告第１号 令和５年度まんのう町繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。

提出者に報告内容の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第１号 令和５年度まんのう町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について御説明申し上げます。

まず、一般会計全体の令和５年度から令和６年度への繰越額は、翌年度繰越額の合計にありますように、５億４，０６１万４，０００円であります。財源内訳といたしまして、

国庫支出金が5,872万2,000円、県支出金が3,239万2,000円、地方債が3億2,040万円、負担金などその他の財源が4,461万1,000円、一般財源が8,448万9,000円となっております。

次に、繰越事業のうち主なものを御説明いたします。

まず、第2款総務費、第1項総務管理費、若者住宅取得補助事業におきましては、26戸分の補助金として3,000万円を繰り越しております。第3項戸籍住民登録費における戸籍住民登録費では、戸籍等の振り仮名対応費用に係る中讃広域への負担金1,173万4,000円を繰り越しました。

第6款農林水産業費、第1項農業費、団体営推進事業費では、水位計2基の設置工事の遅れ等により1,635万1,000円を繰り越し、県営等事業負担金におきましては、県の事業の遅れから1,159万4,000円を繰り越し、集落営農推進生産基盤整備事業においては、3地区分の事業費4,105万2,000円を繰り越しております。

次に、第7款商工費、第1項商工費、商品券発行事業費におきましては、7,963万9,000円の繰越額となっております。これは1世帯当たり1万円の地域応援商品券配付事業ですが、国の要請により早期の予算計上として3月補正を行いました。事業完了に一定の期間を要し、5年度内での実施は難しいため、6年度に繰越しとなりました。

第8款土木費、第2項土木管理費、町単独事業道路橋りょう新設改良費ですが、地元調整が難航し、事業実施が遅れているため、2,000万円の繰越しとなりました。

第9款消防費、第1項消防費、仲多度南部消防組合負担金につきましては、現場指揮車の納車が令和6年度となってしまうことから、1,096万9,000円の繰越しとなりました。

第10款、教育費、第5項社会教育費におきましては、公民館施設管理運営費について、能登半島地震、大阪万博の影響などによる一部建築資材、備品の品不足で納期遅延が発生し、工期への影響が出たため、2億3,628万5,000円の繰越しとなりました。

第11款災害復旧費、第1項農林災害復旧費におきましては、農業用施設災害復旧事業費において、施工箇所が寒冷地であり、凍結等により施工不良が発生しないようにしたことで時間を要したため、1,823万5,000円の繰越しとなりました。

その他、13事業で合計5億4,061万4,000円の繰越しとなります。

以上、簡単ではございますが、令和5年度繰越明許費繰越計算書の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 以前は繰越明許というのは極めて少なく、あるかないかぐらいだったんですが、近年、毎年巨額が出ておりますよね。私、これは職員たちは大変な負担で、令和6年度の仕事とこの5年度予算のと両方せないかと。施工の遅れとかコロナ対策とか政府の経済対策とか事情は分からぬわけではないので、歳計単年度主義というこの堅い

仕組みの弊害克服のために仕方がない面は出てるんだろうと思います。

しかし、この繰り越した仕事がいっいつ終わるのか、この時期を説明求めたらと思います。いつまで続くんやということですね。5月に支払ったらしまいやろうというんもあるでしょうし、年度中かかるんもあるんでしょうし、先ほどの商品券はこれからだとかありますけど、これ、委員会審議の中でこれはいつ頃終わりますという報告が欲しいですね。

職員には誠に御苦労さまでお礼を申し上げるわけですが、このようなことが続くのも、職員の定数管理にも影響を及ぼしはせんかという気もします。やみくもに政府にこの補正予算で市町村にやれやれといってやるのも程々にしてもらいたいなという気もするわけです。いかがでしょうか。この執行残、繰越明許、これの執行時期を御報告いただけぬかというお願いであります。趣旨については程々理解はしておりますが、以上、お願いします。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

繰越事業が今回は5億4,000万円余りありまして、昨年が9億円、その前が11億円ありました。やっぱり大きな事業が、例えば今回は四条公民館の事業が2億3,600万円とほぼほぼでございますけれども、各事業の工期といいますか、事業終了の期間につきましては、それぞれ年度内で終わるもの、6年度内で終わるもの、また、夏ぐらいには終わるもの、秋ぐらいに終わるものというふうに様々であります。なので、所管事務の中で、委員会の中でそれぞれ担当課長のほうから御報告させていただいたらと思っておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。以上です。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 財政の運用については、非常に的確で御礼申し上げます。やっぱり掌握せないかんということであって、本会議で聞くのはやっぱり住民の聞こえるところで我々が質疑して、共通理解することが大事なんだろうと思います。

とりわけ基金の今年度執行後の予測なんか出していただいてありがたい。これがあると安心して財政運用できますね。以上、よろしくお願いします。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑を終了します。

これをもって、報告第1号 令和5年度まんのう町繰越明許費繰越計算書についての件を終わります。

日程第9 議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第9、議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を根拠に、法で定めている個人番号の利用の対象となる事務以外の本町が独自に個人番号を利用できる事務と、本町内部の別機関である町長部局と教育委員会間及び他団体との間での情報連携を可能とする対象事務、特定個人情報に関して必要な事項を定めているものでございます。

今般の法の改正により、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に係る規定が見直され、条例で引用しております「法別表第２」（これは情報照会者及び利用する事務並びに情報提供者及び提供する特定個人情報の内容を規定したもの）が廃止されることから、法の改正に併せた条例改正を行うものでございます。

よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第１号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第１０ 議案第２号 まんのう町土地開発基金条例の廃止について

○大西樹議長 日程第１０、議案第２号 まんのう町土地開発基金条例の廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第２号 まんのう町土地開発基金条例の廃止についての提案理由の説明を申し上げます。

まんのう町土地開発基金条例の廃止については、土地の価格が安定している現在において、基金で用地を先行取得する必要性が薄れていること、また、平成２２年度を最後に新規土地を取得しておらず、今後は用地取得が必要な場合は十分な調査を実施し、町議会での決議後に本町として直接用地取得を行うことを基本として、計画的に事業を実施することで対応可能であると判断して提案するものでございます。

以上、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 この土地開発基金条例があれば、町の一般会計が調達するのとは違う資金調達ができるのかどうか、そこをお伺いしたいです。

○大西樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

土地開発公社につきましては、今、基金を保有しております。実際、先般、全員協議会のほうで御説明もさせていただいたんですが、それらの資金と、今後、これを廃止して新たに町が取得して、その財政面ということにつきましては、何ら変わりはないように一応考えております。あくまで起債という有利なものが、事業を計画して、その後、購入するという、順を追って実施できれば、起債が利用できるということで御確認させていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大西樹議長 6 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 土地開発公社の財政的基礎をなすのがこの基金だということであり、土地開発公社は公用地の先行取得ができた。公用地の取得は事業計画がないとできないんですが、それができる前に先に土地を取得することができて、土地の急騰に対する対応ができるというのが一番です。

それからもう一つは、民間金融機関からお金を借り入れて、独自に町が不動産運用を一般会計とは別に独立して収支採算管理ができるということでもあります。第三セクター問題の一番重要なところは、この土地開発公社があまりにも資金調達が有利なためにやり過ぎて、売れ残りの土地がたまって、債務超過、財政補填の問題の点を引き起こしたということとはあります。

しかし、防衛庁はあり、自衛隊は設置しております。これは戦争をするつもりはないけれども、いざという時のために備えるわけであり、極めて有利な資金調達の方法を持っているものであって、使わなくても持っておいたほうが有利ではないかと。いざという時のために、今、株はどんどん上がって、政府が物すごく財政緩和、低金利でお金がだぶついております。今、株に行っておりますが、東京ではマンションや住宅に行くと、住宅が買えない事態です。地方の土地はかつての狂乱物価と違って動いておりませんが、この巨額の流動資金がどっちに向かうのか、地方に向かったときにはまたこの制度が要るんじゃないのかなということでもあります。

有利な資金調達方法を一つ捨て去ってはならぬと。私は議案に反対したときは特別職の給与削減論に反対しただけで、気づけてやってなと、これ調べとるなと、頼むでということばかりやってきたんですけど、私の知り合いの中には、おまえは議会で補正予算したことあるんか、反対したことあるんかと言われて立ち往生しとるんですね。これは、私、確信を持って、土地開発公社という仕組み、それを裏づける基金ということを廃止することに反対であります。町長の答弁を求めます。

○大西樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 竹林議員さんの質問についてお答えします。

廃止後の対応策といたしましては、代替の手法の確保、基金の廃止後も必要な土地開発を進めるための代替手法の確認をすることが重要と思っております。例えば先ほど竹林議員さんもおっしゃりましたが、民間の資金や活力を運用するとか、法的資金、起債とか、別の形を導入すると、いろんな手法があろうかと思えますんで、それは、今後、廃止後に調査・研究をしてまいりたいというふうに思ってますんで、どうぞよろしくお願いします。

○大西樹議長 竹林昌秀君にお願いします。

○竹林昌秀議員 常任委員会で審議をお願い申し上げます。

○大西樹議長 竹林昌秀君、まだ許可してません。今、言われたようにそこでやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○竹林昌秀議員 問題提起させていただきます。

○大西樹議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第3号 業務委託契約の締結について（まんのう町公開型GIS・統 合型GIS構築事業業務）

○大西樹議長 日程第11、議案第3号 業務委託契約の締結について（まんのう町公開型GIS・統合型GIS構築事業業務）の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号 まんのう町公開型GIS・統合型GIS構築事業業務につきまして、その提案理由を申し上げます。

次のとおり業務委託契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、まんのう町公開型GIS・統合型GIS構築事業業務。契約の方法、随意契約（指名型プロポーザル）。契約金額1億2,650万円、うち消費税額1,150万円。契約の相手方、高松市寿町1丁目4-3、アジア航測株式会社四国支店支店長、竹内隆でございます。

今回の契約は、地形図など地図情報の更新とハザードマップなどの地図情報を住民に公開することを目的としたGISシステムの構築を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 それでは、私のほうから詳細のほうを説明させていただきます。

まず、上程する理由につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定には、予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負となっております。通常、業務委託は対象となりませんが、本業務は主な業務として地形図の更新を含んでいるところ、地図の作成業務が製造の請負に当たるため、今回、上程させていただいております。

次に、契約の方法はGISシステムを取り扱っている業者が限られている点と、十分な作業期間を確保する必要がある点で、随意契約（指名型プロポーザル方法）といたしております。

入札参加資格といたしましては、一般的な事項のほか、LGWAN-ASP方式での統合型GISの構築実績、ウェブ方式による公開型GISの構築実績があること、次に、品質マネジメントシステム、情報セキュリティマネジメントシステム、個人情報保護マネジメントシステムの資格を有すること、次に、管理技術者と照査技術者は空間情報総括管理技術者の資格を有すること、これらを条件としております。

去る4月5日に4社に対しまして指名の通知を行いました。4月12日に参加表明を締め切り、うち2社の参加表明がありました。5月2日までに企画提案書を提出いただきまして、5月10日に審査会を実施いたしました。

審査の結果、アジア航測株式会社四国支店を選定いたしました。これにより、本日、業務委託契約の締結を議案として上程させていただいております。

以上、簡単ではございますが、執行内容及び経過の説明とさせていただきます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第4号 工事請負契約の締結について（令和6年度満濃農村環境改善センター解体工事）

○大西樹議長 日程第12、議案第4号 工事請負契約の締結について（令和6年度満濃農村環境改善センター解体工事）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号 工事請負契約の締結について（令和6年度満濃農村環境改善センター解体工事）につきまして、その提案理由を申し上げ

げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、令和6年度満濃農村環境改善センター解体工事。契約の方法、条件付一般競争入札。契約金額1億1,330万円、うち消費税額1,030万円。契約の相手方、香川県仲多度郡多度津町大字道福寺451、枝園建設株式会社代表取締役、枝園裕子でございます。

今回の契約は、満濃農村環境改善センターの老朽化が著しいことから、解体工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 それでは、農林課より、令和6年度満濃農村環境改善センター解体工事に関する入札執行内容及び経過につきまして御説明申し上げます。

まず、契約の方法は条件付一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、対象を単独企業もしくは共同企業体とし、一般的な事項のほか、まんのう町、丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町から成る中讃圏域内に建設業法上の主たる営業所を有すること、建設業法の規定による経営事項審査における建築一式工事の総合数値が900点以上であること、地上部の構造が鉄筋コンクリート造で、工事部分の延べ床面積が1,500平方メートル以上の建築物に係る建築解体工事の元請として施工実績を有すること、建設業法の規定による監理技術者資格及び監理技術者資格を有し、かつ、元請業者の担当技術者または現場代理人としての施工経験がある者を工事専任で配置できることを条件としております。

去る4月3日に入札の公告を行い、4月11日に参加受付を締め切り、審査の結果、2社の参加資格を確認し、5月15日、16日に電子入札をし、5月17日に開札執行いたしました。

入札の結果、枝園建設株式会社が落札いたしました。これにより、本日、工事請負契約の締結を議案として上程させていただきました。

以上、簡単ではございますが、入札執行内容及び経過の説明とさせていただきます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第4号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第5号 財産の取得について

○大西樹議長 日程第13、議案第5号 財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第5号 財産の取得について、その提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産の取得について、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、分別ごみと粗大ごみの収集車両1台でございます。

当該車両は、平成15年3月に購入して21年が経過しており、老朽化及び劣化著しい状況にあります。安定的かつ確実な収集サービスを住民に提供するため、車両の更新をするものであります。

取得の方法は指名競争入札、取得金額は消費税込みで990万円、取得の相手方は、まんのう町炭所西2327番地7、滝下モータース店主、滝下武良であります。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 財産の取得についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 6 号 まんのう町土地開発公社の解散について

○大西樹議長 日程第 1 4、議案第 6 号 まんのう町土地開発公社の解散についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 6 号 まんのう町土地開発公社の解散についての提案理由の説明を申し上げます。

まんのう町土地開発公社について、近年の社会情勢の変化等により、存在の意義が極めて低くなっている状況から、公有地の拡大の推進法に関する法律に基づき解散するため、提案するものでございます。

以上、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 先ほどの同内容になるんですけれども、一般会計が地方債を起こして、土地を取得すると、実質公債費比率が跳ね上がる。地方交付税の裏補填は期待できませんから、大きな影響が出る。土地開発公社が資金調達すれば、実質公債費比率には影響は出ない。将来負担率に影響を及ぼす。これをいかが考えるのか、庁舎内で検討ができておるのかどうか、これをお伺いします。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

おっしゃるように、土地開発公社で先行取得した場合には、起債はまだ発行しておりませんので、実質公債費比率については上昇はしません。その代わり、後ほど町が買い戻したときに起債を充当しますので、そのときにまた実質公債費比率に跳ね返ってくるといいますか、パーセンテージが上がってくるといいう形になります。

おっしゃるように、将来負担比率には土地開発公社の基金も入っておりますので、その部分については、実際に買ったときに跳ね上がるという形にはなりません。その部分に関しては一応議論しておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○大西樹議長 6 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 的確な説明をしていただいて、我々が判断するのに制度理解が要るということでもあります。

本町の定住人口を決めているのは宅地開発ですね。宅地が売れたところへ家が建ちよるんで、小学校の周辺にどんどん建ちよります。民間が、不動産屋が活躍してくれたら、我

が町の人口減少は幾分歯止めが利くかもわかりません。そこを公的に補充してもいいんじゃないか、民業圧迫にならん程度に、１０戸か２０戸ぐらいずつじわじわ。土地利用計画を立てて、民間がやるどころ、そうでないところとかの調整を取って、不動産、宅地供給に全力を挙げたらどうかと。当然、学校教育の質や福祉やいろんな要件は要るわけですが、これがあるから、私は土地開発公社の重要性を解いてるわけでありまして。委員会審議がありますので、この論点を、制度理解のお勉強の下に論議しませんか。小学校の付近ばかり家が建ちよる。答弁は結構です。

○大西樹議長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長　質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第６号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第１５　議案第７号　令和６年度まんのう町一般会計補正予算（案）第１号

○大西樹議長　日程第１５、議案第７号　令和６年度まんのう町一般会計補正予算（案）第１号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　ただいま上程されました、議案第７号　令和６年度まんのう町一般会計補正予算（案）第１号について、その提案理由を申し上げます。

１ページをお開きください。

第１条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億２，６３９万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１１９億３，６３９万９，０００円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正を御説明申し上げます。

９ページをお開きください。

第１款町税６，９００万円の減額は、第１項第１目個人住民税において、現年課税分６，９００万円の減額となっております。こちらにつきましては、定額減税によるもので、全額交付金で手当てされるということで、次のページにおいて同額を新規計上しております。

１０ページをお開きください。

第９款地方特例交付金６，９００万円の増額は、住民税の減額に対応した定額減税減収補填特例交付金の新規計上であります。

右側１１ページを御覧ください。

第１４款国庫支出金２億８９８万５，０００円の増額は、総務費国庫補助金において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を新規計上するものでございます。

１２ページをお開きください。

第１５款県支出金１４８万８，０００円の増額は、総務費県補助金における地域づくりモデル事業費補助金を新規計上するものでございます。

右側 13 ページを御覧ください。

第 18 款繰入金 24 万 5,000 円の増額は、第 2 項第 3 目における地域福祉基金繰入金を増額するものでございます。

14 ページをお開きください。

第 19 款繰越金 1,568 万 1,000 円の増額は、前年度繰越金を補正財源として増額したことによるものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

右側 15 ページを御覧ください。

第 2 款総務費 1 億 6,720 万 7,000 円の増額は、企画管理費において、会計年度任用職員に係る報酬など、合わせて 247 万 4,000 円を新規計上しており、第 21 目地方創生推進事業費において、エコツーリズム関連補助金を 160 万円増額、第 23 目定額減税調整給付金事業費において、会計年度任用職員に係る報酬をはじめ、調整給付の給付費などを合わせて 1 億 6,038 万 3,000 円の増額、賦課徴収費において、配当割、株式譲渡割に係る還付金を 275 万円増額補正するものでございます。

16 ページをお開きください。

第 3 款民生費 4,860 万 2,000 円の増額は、社会福祉総務費において、需用費から扶助費まで、新たに住民税非課税世帯等となった方などに対して給付する非課税世帯等特別給付金事業費を新規計上しております。

右側 17 ページを御覧ください。

第 4 款衛生費 1,966 万 7,000 円の減額は、保健衛生総務費における会計年度職員の期末手当で 24 万 5,000 円を新規計上し、第 4 目の環境衛生費で償還金利子、償還金元金の全額を公債費に振り替えたことにより、1,991 万 2,000 円を減額計上いたしております。

18 ページを御覧ください。

第 9 款消防費は、消防施設費において、工事費で計上されていたもののうち 420 万円を土地購入費に振り替えるもので、事業全体の予算額に変更はございません。

右側 19 ページを御覧ください。

第 10 款教育費 1,034 万 5,000 円の増額補正は、事務局費において、会計年度職員の人件費を増額したものでございます。

次に、第 2 項小学校費で 214 万円の増額、第 3 項中学校費で 147 万円の増額は、会計年度職員の期末手当の増額補正によるものでございます。

次に、第 5 項第 1 目社会教育総務費で 139 万 5,000 円の増額補正がありますが、これは二宮忠八飛行館の管理運営費の増額によるものでございます。

次に、第 6 項保健体育費で 41 万円の増額は、会計年度職員の期末手当の増額補正によるものでございます。

20 ページを御覧ください。

第１２款公債費は、第１項第１目元金、第２目利子において、４款衛生費にて計上していた償還元金、利子を振り替えたことにより、１，９９１万２，０００円増額補正するものでございます。

以上、議案第７号 令和６年度まんのう町一般会計補正予算（案）第１号につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第７号は、総務常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回会議の再開は、６月４日、午前９時３０分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前１１時３０分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年6月3日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員